

新型コロナウイルス感染症の影響により

収入が減少するかたの介護保険料の減額又は免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するかたで、一定の要件に該当する場合、介護保険料が減額又は免除（以下「減免」）されます。

対象となるかた

- (1) 感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯のかた
- (2) 感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等^{※1}の減少が見込まれ、以下の「要件」すべてに該当する世帯のかた

※1：事業収入等…事業収入、不動産収入、給与収入または山林収入

要件

世帯の主たる生計維持者について

- (ア) 令和2年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た、**いずれかの収入が令和元年中と比べて30%以上減少する見込み**であること。
- (イ) **減少が見込まれる収入以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下**であること。

減免対象保険料

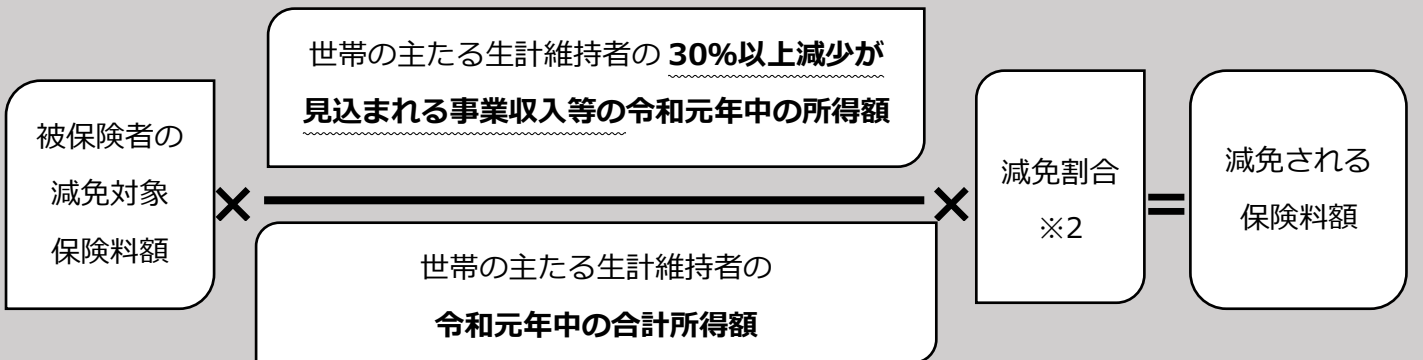
令和元年度及び令和2年度分の介護保険料で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの。

- ・普通徴収：令和元年度8期、随期分、令和2年度1期～8期、随期分
- ・特別徴収：令和元年度2月分、令和2年度4月～2月分

減免される金額

上記「対象となるかた」(1)…**全額免除**

上記「対象となるかた」(2)…**次のとおり**



※2：減免割合

世帯の主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が

- ・ 200万円以下 → 100%
- ・ 200万円超 → 80%

